

(別紙1)

仕 様 書

1 委託業務名

新型コロナウイルスワクチン接種に係る広報プロモーション業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

鳥取県においては新型コロナウイルス感染症の収束の切り札であるワクチン接種を推進しているところ、2回目のワクチン接種から概ね6～8か月経過した方等への追加接種（3回目接種）が開始となる中、鳥取県民（以下「県民」という。）に追加接種を積極的に受けていただくための周知とともに、小児を含む新型コロナウイルスワクチンを未接種の方に初回接種（1・2回目接種）を検討していただけるよう、ワクチン接種の検討に資する情報を正確に提供することが必要である。

本業務では、県民に対し速やかな接種を進め、ワクチン接種率を向上させることを目的として、多様な媒体を活用して、効果的な時期にワクチン接種の広報・啓発プロモーション業務を展開するもの。

3 業務期間

契約締結の日から令和4年11月30日まで

なお、4（1）及び（2）に掲げる業務は令和4年9月30日までとする。

4 業務内容

（1）ワクチン接種を促進するための基本的広報

ア 基本的広報計画の作成

1人でも多くの県民にワクチン接種を促すため、ワクチン接種の有効性・効果などの正しい情報や、市町村コールセンター、県営ワクチン接種センターを始めとする接種可能な会場等を合わせて周知・啓発し、接種について検討いただくことを呼び掛ける内容とすること。

広報啓発の対象とするテーマ、ターゲットについては、下表のとおりとする。

テーマ	ターゲット	内容	時期 (想定)
ワクチン追加接種	ワクチン2回接種を完了した者（65歳以上高齢者）	追加接種に係る有効性・効果などの情報を啓発するとともに、県営ワクチン接種会場等を合わせて周知することにより、追加接種等と呼び掛けるもの。 なお、2月頃は高齢者（65歳以上）が多く、3月以降は65歳未満者が増えてくるため、それぞれの年齢特性等に応じた媒体を選択すること。	2～3月頃
	ワクチン2回接種を完了した者（18～64歳）		3～9月頃
ワクチン未接種の方へ	ワクチン未接種者（小児を除く）	ワクチン接種に消極的な方、これまで接種機会がなかった方にワクチンに関する正しい情報を提供し県営ワクチン接種会場等を合わせて周知することにより、ワクチン接種を検討していただくよう呼び掛けるもの。 特に接種率が低い若年層（10～30代）に向けた情報提供を重点的に行うものとする。	随時
	ワクチン未接種者（12歳未満の小児）	小児ワクチン接種の意思決定を担う保護者に対して、小児接種に係る有効性・効果などの情報を啓発するとともに、接種可能な会場等の情報を合わせて周知することにより、ワクチン接種を検討していただくよう呼び掛けるもの。	小児接種開始後 (未定)

イ ターゲット・広報テーマ等に応じた広報の実施

(ア) 新聞折込チラシ

9月末までの期間において、4回以上の新聞折込を実施すること。時期及び内容については、時機に応じた内容とし、発注者と協議の上、決定する。

- ・B4版・両面1枚・カラー印刷を標準とする。
- ・区域は鳥取県内全市町村とする。
- ・配布媒体は、日本海新聞、山陰中央新報、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞の7紙とする。

(イ) 新聞広告

9月末までの期間において、日本海新聞の全5段広告を2回以上実施すること。時期及び内容については、時機に応じた内容とし、発注者と協議の上、決定する。

(ウ) WEB (SNS 含む) 広告

9月末までの期間を通じて、WEB (SNS 含む) 媒体を活用した広告を時機に応じた内容で実施すること。

関心の有無にかかわらず感覚的に見入ってしまうことが期待できる内容とし、広告プラットフォームの選定、広告手法については、ターゲットとなる若年層の属性、志向性について分析の上、適切なもの(※)を複数選択し、うち1種類は動画を活用したものとすること。

また、時期及び媒体・ターゲット別に適切な予算配分を検討することとし、見積額には、広報費として、400万円を計上すること。

なお、発注者が管理する広報サイト・SNS アカウントは下表のとおりであり、これらを活用することも可能であること。

広報サイト・SNS 名称	URL・アカウント名
鳥取県公式HP とりねっと 新型コロナウイルス感染症特設サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-vaccine/
Twitter	@preftottorivac
Instagram	tottori_cov19_vaccine

(※) Facebook 及び Instagram 広告は、「ワクチン」関連の広告は政治的課題として広告承認されない可能性があることに留意すること。

(エ) その他

(ア)(イ)(ウ)のほか、タウン誌・フリーペーパー、TV・ラジオCM、啓発物品、交通広告、屋内外広告等、多様な広告手法や媒体を活用し、最適な内容を企画提案すること。

具体的な実施に当たっての手法や数量等は、契約締結後に提案内容を基に発注者と協議の上、県の承諾を経た後、実施すること。

ウ ワクチン接種に係るキャッチコピー及びイメージ画像等広告クリエイティブ作成

イの実施にあたり必要な総合的なキャッチコピー及びイメージ画像(キャラクター等)を提案することとし、県民に対して、分かりやすく統一感が感じられるものとすること。

このほか、選択する広告手法・媒体ごとに広告効果の最大化を図る上で、最適な動画、画像、コピーライティング等のクリエイティブを作成すること。

なお、クリエイティブは、第三者の著作権や商標、その他の権利を侵害しないものであること。

(2) ワクチン接種を促進するための接種促進キャンペーン等

(1)のほか、ワクチン接種率の向上等、本業務の成果を押し上げるために効果的な独自提案を行うこと。

提案は、県民の目に触れやすく、積極的な接種の検討に向けて、県民の興味や関心を惹きつけるようなインパクトのあるプランとすること。

ただし、「接種実績」を条件としてプレゼントする等、ワクチン接種の有無による区別を行うものは認めない。

なお、ワクチン接種は、ご本人の意思に基づくものであり、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることを容認又は助長するものであってはならないこと。

(3) 業務効果の測定

ア 業務の効果・実績を定量的、定性的に把握できるようにするために、以下の指標及び数値目標を設定すること。なお、目標値を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して業務を継続すること。

- ・ 広告の認知度、到達度（WEB（SNS 含む）広告にあつてはリーチ数、アクション数等）
- ・ 広告による行動変容件数
- ・ 県営ワクチン接種センターウェブ予約サイト・SNS 等への誘導件数

イ WEB（SNS 含む）広告配信は、目標達成状況などの広告への反応を比較検証しながら、概ね2ヶ月ごとのフェーズ（フェーズⅠ：2～3月、フェーズⅡ：4～5月、フェーズⅢ：6～7月、フェーズⅣ：8～9月）に分けて実施し、フェーズごとに、期間終了後2週間以内にレポート（様式任意）を提出し、次期フェーズにおける広告配信方法（広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、ランディングページの内容等）について県等と協議を行うこととする。

(4) 状況の変化に伴う業務内容の変更等

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や国又は発注者からの指示及び接種状況、新型コロナウイルスワクチンの国からの供給状況等によっては、テーマの追加や内容変更等を行う場合があるので、変更の必要が生じた場合は変更協議に誠実に応じること。

また、このような状況の変化に応じて臨機に対応可能な企画内容や業務実施体制、スケジュール等を提案すること。

5 本業務の実施体制等

(1) 業務統括責任者

本業務を円滑に実施できるよう、業務統括責任者を配置すること。

(2) 業務スタッフ

本業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受注者は、本業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を行うこと。なお、受注者は、発注者との打合せ・報告等の際は、議事録を作成・提出し、その内容の確認を得ること。

6 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。

7 本業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務の経理を明確にするため、受注者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (4) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (5) 受注者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (6) その他、必要に応じて発注者と協議を行うこと。

8 実績報告

受注者は、本業務の完了後20日以内に、実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。実績報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・ 業務概要
- ・ 業務の目標・成果指標・達成状況
- ・ 業務実施体制
- ・ 業務内容及び成果
- ・ 収支報告 等

9 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は発注者に譲渡するものとし、発注者はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。